

久喜市地域公共交通利便増進実施計画(案)の変更等について

令和8年8月

久 喜 市

1.変更等の概要

(1)運行ルートの精査及び新たなダイヤ編成に伴う訂正

令和 9(2027)年度から新たな編成でのコミュニティバス(市内循環バス)の運行開始に伴い、運行ルートや便数、所要時間等について実測ベースでの精査を行った結果、差異が生じたことから、系統における運行概要を訂正しました。

(2)利便増進事業としての考え方の再整理及び関連事業の位置づけ

利便増進事業は、路線ネットワークの構築や等間隔運行等の運賃・ダイヤの改善の取り組み等を通じて、地域公共交通利用者の利便の増進を図る事業として位置づけられており、該当する事業においては「計画期間中(令和 8(2026)年度～令和 14(2032)年度までに持続的に提供されること」や「路線編成や区域、料金等の変更」等が求められます。

その中で、久喜市地域公共交通利便増進実施計画(案)における利便増進事業の内容について再度精査を行い、上記の位置づけや考え方を踏まえた上で「利便増進事業」と「利便増進事業と併せて行う関連事業」に再整理を行いました。

(3)その他

本計画案の申請手続きを進める中で追記等を行った内容を整理しました。

利便増進事業の内容として含まれ得る事業については以下の通りです。

イ. 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

① 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更

《事業例》

- ・バス路線の幹線と支線の分割
- ・市街地中心部のバス路線の集約化
- ・中心市街地を回遊できるバスの新設 など



② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業※への転換

- (i) 旅客鉄道又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）へ転換
- (ii) 一の種類道路運送事業（路線バス・一般タクシー）から他の種類の道路運送事業へ転換
- (iii) 一種類の旅客船（定期航路事業）から他の種類の旅客船（定期航路事業）へ転換



- ・自家用有償旅客運送から路線バス・一般タクシーへの転換 など

③ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

《事業例》

- ・交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入
- ・自家用有償旅客運送の区域の拡大 など



ロ. 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するものとするもの

① 運賃又は料金の設定

《事業例》

- ・定額制乗り放題運賃
- ・通し運賃 など



② 運行回数又は運行時刻の設定

《事業例》

- ・等間隔運行やパターンダイヤ など



③ 共通乗車船券の発行

《事業例》

- ・電車・バス一日乗り放題切符、観光周遊フリーバスの発行 など



ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業（施行規則 § 9 の 3）

《事業例》

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
- ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
- ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
- ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する措置

※ 道路運送事業：一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業

▲ 地域公共交通利便増進事業（法 § 2 ⑬、施行規則 § 9 の 3）

（国による「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（別冊）」23 ページ）

2.訂正事項と対応方針

(1)運行ルートの精査及び新たなダイヤ編成に伴う訂正

No.	ページ	訂正事項	対応方針
1	19	■表中 再編後のキロ程	下記の通り訂正。 旧:7.6km 新:6.9km
2	22	■表中 再編前のバス停数	下記の通り訂正。 旧:27 箇所 新:26 箇所
3	24	■表中 再編後のキロ程	下記の通り訂正。 旧:10.6km 新:16.3km
4	25	■表中 再編後のキロ程及びバス停数	下記の通り訂正。 旧:13.3km 25 箇所 新:17.4km 27 箇所

(2)利便増進事業としての考え方の再整理及び関連事業の位置づけ

No.	ページ	訂正事項	対応方針
1	-	■新規路線(南栗橋駅～東鷲宮駅間)【路線名:南栗橋・東鷲宮線】を関連事業に位置づける 1年間の実証運行として運行を開始するため、計画期間である令和14(2032)年度までの 持続的な提供が担保できないため、本系統のみ関連事業として位置づける。	左記の内容に沿って、再整理中
2	29	■事業④⑤を関連事業に位置づける 地域公共交通計画等の作成と運用の手引きに記載のある、利便増進事業の内容として含まれ うる事業に該当しないため、関連事業として位置づける。	左記の内容に沿って、再整理中
3	32	■表中 ①公共交通運行内容の見直しにおけるフィードバックシステム補助の削除 計画期間である令和14(2032)年度までの持続的な提供が担保できないことから、フィーダ ー系統補助要件外となる。(本格運行となり各種申請の承認後、補助対象の可能性あり)	左記の内容に沿って、再整理中

(3)その他

No.	ページ	訂正事項	対応方針
1	27	■表中 事業② 取組内容における説明文の追加 久喜駅西口における待合環境の整備及びバスまちスポットについて、整備の内容や説明文を 追加する。	左記の内容に沿って、再整理中
2	32	■表下「※2:初年度のみシステム導入費として～」における資金調達先の追記	左記の内容に沿って、再整理中
3	34	■表中「①公共交通運行内容の見直し」における「事業の効果」への追記	下記の赤字を追加。 南栗橋駅～東鷲宮駅間における新規路線の1 年間の実証運行や久喜市クリーンセンター余 熱利用施設等へのアクセス確保等による利便 性の向上、低未利用バス停の廃止や区間短縮 等による系統及びダイヤの見直しを行い、運 行の効率化及び 所要時間の短縮 を図る。